

本検討会における検討課題

都市公園を取り巻く検討課題

平成26,27年度検討会以降も引き続き検討が必要な課題

✓ 市民主体の団体等が自律的に公園運営を可能とする仕組み

✓ 公園の日常的な運営について扱う公園協議会のさらなる普及・横展開

✓ 都市公園の柔軟な管理運営等をサポートする相談窓口の設置や人材派遣等の仕組みの充実

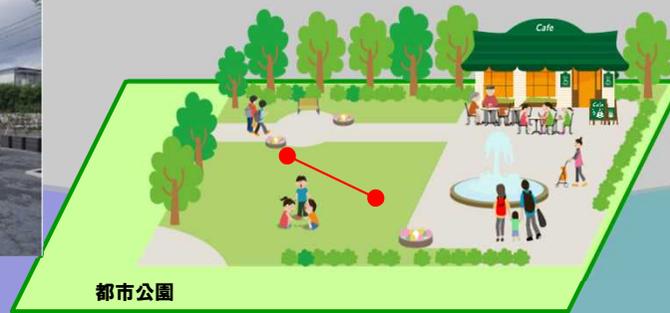
✓ 都市公園の評価・特性等を見える化し、より質を高めるための、都市公園等の管理の質を客観的に評価する仕組み

✓ P-PFIのさらなる有効活用に向けた官民の相互理解、役割分担の明確化や公募・事業推進手続等の改善

✓ 公園運営を担う公園管理者のスキル、能力の向上に向けたより一層の情報発信・周知

✓ 学習機会の提供などによる市民の知識、スキルの継続的な向上

✓ まちづくり、建築、保健部局等との分野横断的な連携の円滑化



社会経済状況の変化による要請

✓ 新型コロナの感染拡大を経たニューノーマル社会への対応

✓ デジタル田園都市国家構想を踏まえた都市公園におけるデジタル化推進

地方公共団体から寄せられた意見

✓ 占用許可等の公園の管理権限の運用柔軟化

✓ 太陽光発電施設等の再生可能エネルギーの活用への対応

✓ 居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりに向けた公園の再生・利活用

✓ 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた都市公園の貢献

✓ 固定資産台帳、公園台帳や社会基盤情報等のデジタル化

✓ 公園内の建ぺい率基準の柔軟化

本検討会の検討見取り図

新たなステージに向けた重点的な戦略を踏まえた新たな制度の創設

【都市緑地法】

- ・ 「緑の基本計画」の記載事項の拡充
- ・ 民間による市民緑地の整備を促す制度の創設
- ・ 緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充

【都市公園法】

- ・ 都市公園で保育所等の設置を可能に
- ・ 公園内のPFI事業に係る設置管理許可期間の延伸
- ・ 公募設置管理制度(P-PFI)の創設
- ・ 公園の活性化に関する協議会の設置

- ・ 都市公園ストック再編事業の創設
- ・ ガイドラインの作成、プラットフォームの支援

さらなる政策推進の必要

民との連携による、より柔軟に都市公園を使いこなすための質の高い管理運営のあり方、及びそれを支えるための仕組みについては、さらなる検討が必要

社会経済状況の変化

- ・ 新型コロナの感染拡大を経たニューノーマル社会への対応
- ・ カーボンニュートラル
- ・ 「居心地が良く歩きたくなる」まちづくりに向けた取組み
- ・ デジタル化、新技術の進展 など

検討項目

1. 誰もが快適に過ごせる公園管理のあり方

①公園の利用
ルールの多様化

②公園における
安全・安心の
確保

2. 民が担う公の役割を踏まえた公園運営のあり方

③管理運営の
担い手の拡大

④管理運営の
インセンティブ

3. まちの活力を支える発展的な公園利用のあり方

⑤社会実験施設
設置のルール

⑥公園における
デジタル化の
促進

背景・課題

利用ルールを話し合う機会の不足等から、迷惑となる可能性がある行為は原則禁止となってしまうケースも多い。

植栽が育ちすぎてしまったり、夜間暗くなってしまうこと等から、騒音や不法投棄、犯罪の温床になる懸念も指摘されている。

地域住民を主体とした組織の参画などによる管理運営等においては、実施内容は清掃、除草や花壇管理等にとどまっている。

多様な主体の参画が進む中、管理権限や広告物の掲示など、公共空間であるゆえの各種規制が参入のハードルとなっている。

都市公園に設置可能な公園施設や占用物件は限定されており、社会実験に必要な設備を設置するためのルール整理はされていない。

より適切で持続可能なメンテナンス及びマネジメントの観点から、積極的にデジタル技術やデータを活用することが求められている。

論点

公園によって様々な利用者ニーズや周辺住民に対応するため、公園利用ルールの多様化の方向性はどうか。

犯罪の予防や事故の防止等、公園での安全・安心を確保するため、望ましい管理の方向性はどうか。

民間事業者、自治会等地域住民、ボランティア等が主体となった新しいパークマネジメントの仕組みの方向性はどうか。

既存ルールの緩和等、自律的で持続可能な管理運営につなげるためのインセンティブの方向性はどうか。

都市公園に設置可能な社会実験施設の具体的な内容や設置のためのルールはどうか。
都市公園への太陽光発電施設の設置ルールはどうか。

公園においてデジタルが実装された姿やそれを促進する方法はどうか。

検討項目①：公園の利用ルールの多様化

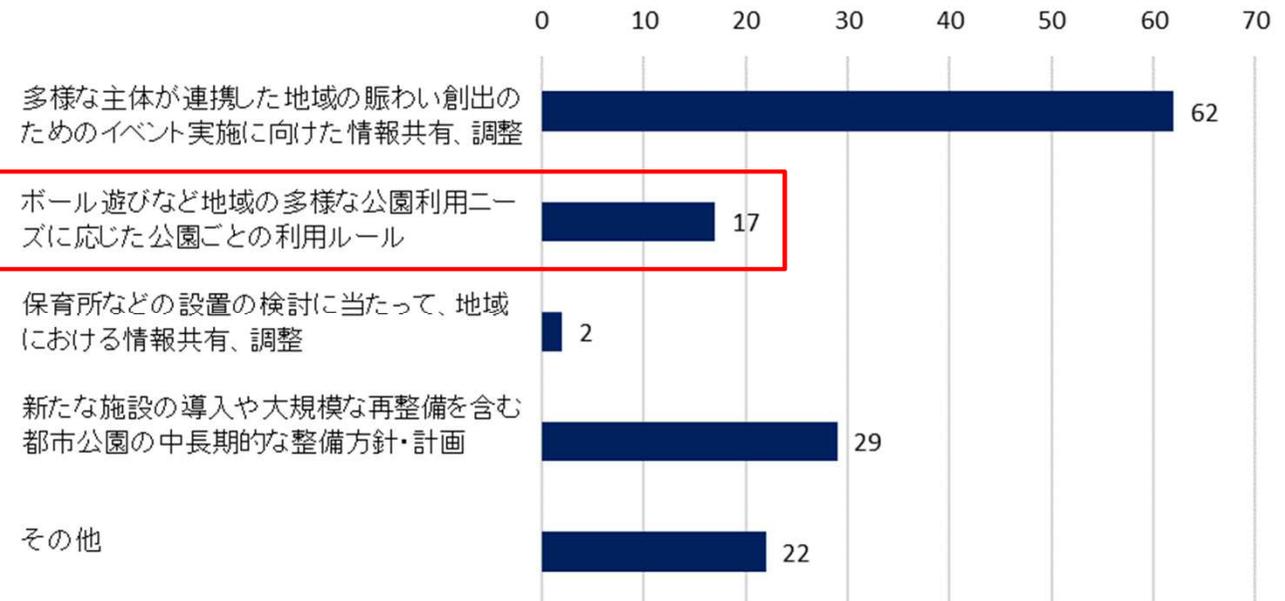
背景・課題

- 都市公園は、限られた敷地の中で多様な方々が利用するという施設の性質上、多様な利用ニーズや周辺住民の意向を総合的に勘案した上で利用調整を行わなければならない。
- そういった中、利用ルールを話し合う機会がないこと等から、排他的に公園が使われてしまっているケースや、少しでも迷惑となる可能性がある行為は一律禁止としてしまうケースも多い状況である。
- 公園ごとの利用ルールの調整は、公園協議会制度に期待された協議事項のひとつであったが、そのような協議を行うこととしている公園協議会は18.7%に留まっている。

公園に設置された禁止看板の例



協議会における協議内容(全国91協議会、複数回答、R2年3月31日現在)※再掲



検討項目①：公園の利用ルールの多様化

検討の参考となる事例

①船橋市

2015年度に有識者、市民代表等による「船橋市ボール遊びのできる公園検討委員会」を開催。市のHP等で「ボール遊びができる施設一覧」を「基本ルールで遊べる公園」と「公園ごとのルールで遊べる公園」(エリアの限定、バット・ラケットの使用禁止等)に分けて公表している。

②足立区

2018年に「足立区パークイノベーション推進計画」を策定。区立公園を「にぎわいの公園」と「やすらぎの公園」に分類し、だれもが目的に合わせて選べるような特色ある公園づくりを進めている。また、公園でのボール遊びに関するルールの策定やおすすめ公園MAPの作成、ボール遊びコーナーの適正配置等、公園でボール遊びがしやすい環境の整備を推進している。

③豊島区／南池袋公園

行政と地域とが協働しながら公園空間の良好な保全と健全な賑わいを創出し、地域の活性化を図ることを目的として商店会・町会・区の代表者等で設立された「南池袋公園をよくする会」において、公園の具体的な利用方法やルール作り(芝生広場へのペットの立入禁止など)、イベントの企画等を行っている。

論点

○公園によって様々な利用者ニーズや周辺住民に対応するため、公園利用ルールの多様化の方向性はどうあるべきか。

- ✓ 公園のタイプ別に、どのような利用ルールが考えられるか。(公園の規模・種別、指定管理の有無等)
- ✓ どのような主体が、どのような手順で利用ルールを調整することが望ましいか。(公園管理者、指定管理者、近隣住民、町内会、学校関係者等)
- ✓ 利用ルールの調整に向けて、どのような支援が考えられるか。

検討項目②：公園における安全・安心の確保

背景・課題

○都市公園の老朽化や維持管理費用の増大により、植栽の十分な維持管理ができず、見通しの悪い場所が発生している場合がある。また、夜間は暗くなってしまうことから、騒音や不法投棄、犯罪の温床になる懸念も指摘されている。

安心・安全に配慮した公園の再整備(名古屋市久屋大通公園)



(出所)一般社団法人日本公園緑地協会 令和3年度「ひろげよう 育てよう みどりの都市」全国大会 第一部 事例発表会 「Hisaya-odori Park 発表資料」(写真提供:(株)日建設計、(株)フォワードストローク)

防犯に配慮した生垣の刈込み(越谷市)

【 作業前 】

【 作業後 】



(出所)防犯に配慮したまちづくり実践事例集(令和2年3月、埼玉県都市整備部都市計画課)

検討項目②：公園における安全・安心の確保

検討の参考となる事例

①名古屋市／久屋大通公園（北エリア・テレビ塔エリア）

久屋大通公園は緑が過密となり、閉鎖的な印象を与える等の課題があったが、Park-PFI事業により全面的に再整備を実施（2020年9月オープン）。大型の芝生広場や店舗等を配置し、明るく開放的な公園とした。

②豊島区／南池袋公園

樹木がうっそうと生い茂り、暗い印象で利用者が限られていた公園を再整備。カフェレストランを導入し、にぎわいの核となる施設を整備することで、人目を確保した。

③千代田区／芳林公園

小学校に隣接していること、繁華街に位置していること等から、地域住民の意向を踏まえ、安全・安心の確保のため、夜間の利用制限（午前7時～午後7時）、子どもの専用時間（平日午前中）の実施等を行っている。

論点

○犯罪の予防等、公園での安全・安心を確保するため、望ましい管理の方向性はどうあるべきか。

- ✓ 犯罪の予防等、公園での安全・安心を確保するために、どのような公園管理が必要か。安全・安心の確保に向けた望ましい公園管理について、どのような支援が必要か。

検討項目③：管理運営の担い手の拡大

背景・課題

- 都市公園では、愛護会等の地域住民を主体とした組織の参画などによる管理運営等も進められているが、実施内容は清掃、除草や花壇管理等にとどまっている。
- 公園管理のための財源や体制は限られている一方で、海外などでは民間主体が自ら財源調達して自律的に公園管理に関わる取り組みなども進められている。

公園愛護会の活動例



出所：横浜市HP「公園愛護会に入ろう」

ブライアントパークのイベントの様子

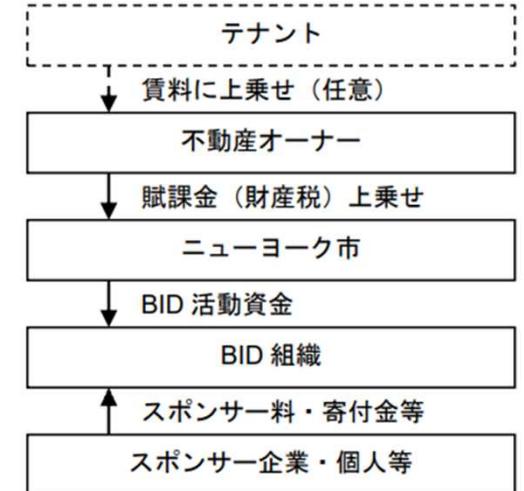


出所：

左：Bryant Parkホームページ

右：Bryant Park BID:官民連携による公園の魅力化の成功事例(2015年5月、一般財団法人森記念財団 都市戦略研究所研究員 大和則夫)

BIDのスキーム



検討項目③：管理運営の担い手の拡大

検討の参考となる事例

① エリアマネジメント組織 ー 新宿中央公園 等

都市公園の指定管理者がエリアマネジメント団体と連携してイベントを実施。

② 商業施設 ー 豊砂公園

隣接するイオンモールと一体的に都市公園を管理し、イベントの企画・運営等を実施。イベントの収益は維持管理費にも充当。

③ 地域住民 ー 大手門公園、亀戸七丁目南公園

NPO、地域住民が花壇の整備・管理やカフェの運営を実施。

④ P-PFIの認定計画提出者 ー 鞍ヶ池公園 等

P-PFIの認定計画提出者を公募する際に、公園全体の管理運営についても提案を求め、指定管理者として指定。

論点

○ 民間事業者、自治会等地域住民、ボランティア等が管理運営の主体となる新しいパークマネジメントの仕組みの方向性はどうあるべきか。

- ✓ 一定の能力を有する者に都市公園の管理を委ねる新しいパークマネジメントの仕組みが考えられるか。
- ✓ どのような者に、どのような基準で、どの範囲まで管理運営を委ねるべきか。
 - ・ 対象：エリマネ組織、住民・ボランティア団体（愛護会等）、P-PFIで賑わい創出に実績のある者 等
 - ・ 基準：グリーンフラッグシップアワードの様な評価制度の活用
 - ・ 範囲：維持管理、運営（イベント実施、ルール策定、行為許可 等）
- ✓ 仕組みの構築に向けて、どのような支援が必要か。

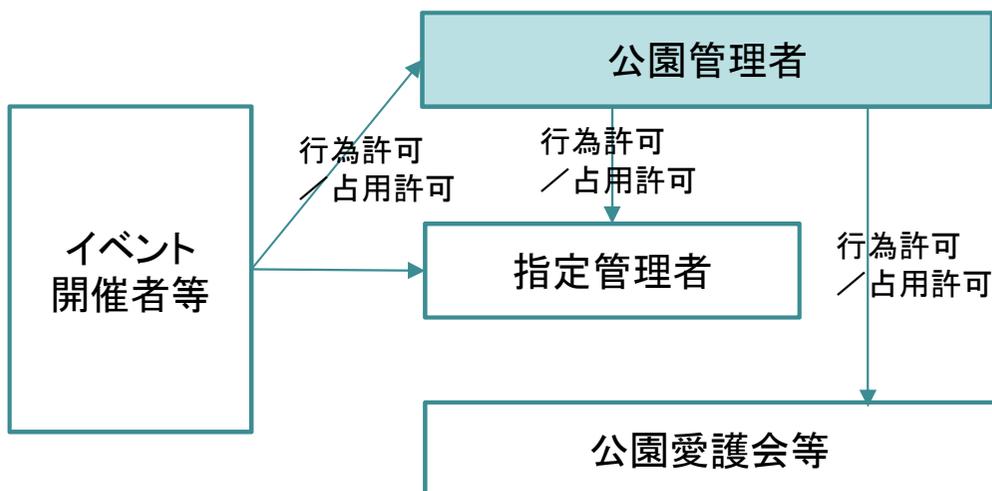
検討項目④：管理運営のインセンティブ

背景・課題

○都市公園の管理への民間事業者を含む多様な主体の参画が進む中、管理権限が限定されていること、広告物の掲示が制限されていることなど、公共空間であるゆえの各種規制が参入のハードルとなっていることが懸念されている。

○また、管理期間が限定され、管理実績を正當に評価する仕組みが不足していることも課題。

イベントを実施する場合の許可等の仕組みの例



(参考)都市公園内での広告の取扱い

①屋外広告物の取扱い

- 屋外広告物については、屋外広告物法に基づき、各自治体が条例、規則等を定めて運用している。また、国土交通省は制度的確な運用を支援するために「屋外広告物条例ガイドライン」を自治体向けに発出している。
- 都市公園内は原則として広告物の掲出は不可となっているが、公共的な目的の広告物や広告料収入を公共的な取組の費用に充てる広告物など、適用が除外される広告物について言及がある。

②都市公園法等における取扱い

- 公募設置管理制度における利便増進施設として、「地域における催しに関する情報を提供するための看板」等が挙げられている。
- 「都市公園の質の向上に向けたPark-PFI活用ガイドライン」において、利便増進施設としての看板、広告塔は、屋外広告物条例との整合性を計った上で設置される必要があることが述べられている。

検討項目④：管理運営のインセンティブ

検討の参考となる事例（権限の付与や運用の柔軟化）

①山形県

都市公園条例において、指定管理者が行う業務として行為の許可を規定。

②吹田市

指定管理者に行為の許可に関する権限を付与。また、行為許可の期間を1年を超えない範囲で指定管理者が設定することができる。

検討の参考となる事例（広告掲出の柔軟化）

①札幌市（広告掲出の柔軟化）

「札幌市屋外広告物条例」では原則都市公園での屋外広告物の表示等を禁止しているが、「講演会、展覧会、音楽会その他これらに類する催物を表示するため、当該催物の開催期間中に当該催物の会場の敷地内に表示し、又は設置するもの」は掲出可能かつ許可不要としている。例えば大通公園の「さっぽろ大通ビアガーデン」ではビール会社等の広告物が掲出されている。

②名古屋市（広告掲出の柔軟化）

「名古屋市屋外広告物条例」では原則都市公園での屋外広告物の表示等を禁止しているが、「都市再生推進法人その他規則で定める者が表示し、又は設置する広告物又は掲出物件であって、公共空間等におけるにぎわいの創出又は公衆の利便の向上に寄与すると認められるもの」については、禁止の適用除外としている。なお、広告料を受ける場合は、その広告料を公益上必要な施設若しくは物件の設置若しくは管理に要する費用又は地域における公共的な取組に要する費用に充てる必要がある。

検討項目④：管理運営のインセンティブ

論点

○既存ルール緩和等、自律的で持続可能な管理運営につなげるためのインセンティブの方向性はどうあるべきか。

- ✓ 自律的で持続可能な管理運営につなげるために、どのようなインセンティブが考えられるか。
- ✓ インセンティブ案①：権限の付与や運用の柔軟化
 - 占用許可の権限付与、行為許可の一括承認等を想定
 - 権限を付与する場合にどのような留意点があるか。
- ✓ インセンティブ案②：広告掲出の柔軟化
 - どのような広告物(内容、規模、態様等)であれば掲出可能と考えられるか。(現状、基本的には公募設置管理制度(P-PFI)を活用しない場合の看板・広告塔等の設置は不可)
 - 広告収入の公園の利便性向上、持続的な管理等への還元ルールをどのようにすべきか。

検討項目⑤：社会実験施設設置のルール

背景・課題

- 公園等の都市アセットを有効に活用して、社会実験を積極的に実施し、その効果検証を経て実際のまちづくりにスピーディにつなげていくというアプローチが有効であることが示されている一方で、現在都市公園に設置可能な公園施設や占用物件は限定されており、社会実験に必要な設備は明記されておらず、設置のためのルールなども整理されていない。
- また、再エネ発電施設である太陽電池発電施設の設置に関し、売電目的等であって「占用物件」として設置される施設については、法令の基準において「既存の建築物に設置し、かつ、当該建築物の面積を増加させないこと」とされているが、カーボンニュートラル推進の観点から、再度検討する必要がある。

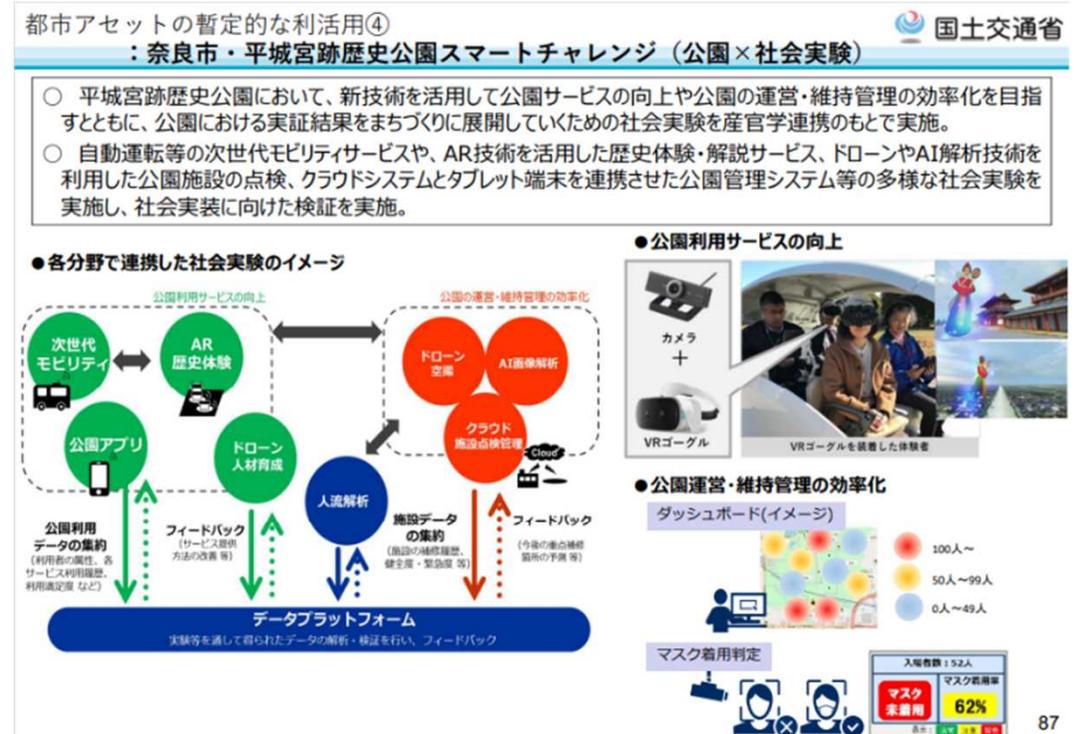
「デジタル化の急速な進展やニューノーマルに対応した都市政策のあり方検討会」 中間とりまとめ報告書(2021年4月)

3. 今後の都市政策のあり方

(1) 都市アセットの利活用のあり方

・都市アセットの暫定的な利活用

社会実験を積極的に実施し、その効果検証を経て、実際のまちづくりにスピーディにつなげていくことが有効である。このため、公園等の都市アセットに実証実験のための**仮設物等を暫定的に設置しやすくするための仕組みが必要**である。



検討項目⑤: 社会実験施設設置のルール

【参考】公園施設一覧(都市公園法第2条、同施行令第5条、同施行規則第1条、第1条の2)

分類	園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設	管理施設	その他の施設
公園施設の種類	園路 広場	植栽 芝生 花壇 いけがき 日陰だな 噴水 水流 池 滝 つき山 彫像 灯籠 石組 飛石 その他これらに類するもの	休憩所 ベンチ 野外卓 ピクニック場 キャンプ場 その他これらに類するもの	ぶらんこ 滑り台 シーソー ジャングルジム ラダー 砂場 徒渉池 舟遊場 魚つり場 メリーゴーランド 遊戯用電車 野外ダンス場 その他これらに類するもの	野球場 陸上競技場 サッカー場 ラグビー場 テニスコート バスケットボール場 バレーボール場 ゴルフ場 ゲートボール場 水泳プール 温水利用型健康運動施設 リハビリテーション用運動施設 ボート場 スケート場 スキー場 相撲場 弓場 乗馬場 鉄棒 つり輪 その他これらに類するもの これらに附属する工作物(観覧席、シャワー等)	植物園 温室 分区園 動物園 動物舎 水族館 自然生態園 野鳥観察所 動植物の保護繁殖施設 野外劇場 野外音楽堂 図書館 陳列館 天体・気象観測施設 体験学習施設 記念碑 その他これらに類するもの 遺跡等 (古墳、城跡等)	売店 飲食店 宿泊施設 駐車場 園内移動用施設 便所 荷物預り所 時計台 水飲場 手洗場 その他これらに類するもの	門 柵 管理事務所 詰所 倉庫 車庫 材料置場 苗畑 掲示板 標識 照明施設 ごみ処理場 (廃棄物再生利用施設を含む) くず箱 水道 井戸 暗渠 水門 雨水貯留施設 水質浄化施設 護岸 擁壁 発電施設(環境への負荷の低減に資するもの) その他これらに類するもの	展望台 集会所 備蓄倉庫 [耐震性貯水槽] [放送施設] [情報通信施設] [ヘリポート] [係留施設] [発電施設] [延焼防止のための散水施設] ※[]内は省令で定めている施設

検討項目⑤：社会実験施設設置のルール

【参考】占用物件一覧（都市公園法第7条、同施行令第12条、同施行規則第5条の2、第5条の3、第6条）

占用物件又は施設として認められているもの
電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの
通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの
郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所
非常災害に際し災害にかかった者を収容するため設けられる仮設工作物
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物
上記の他、政令で定める工作物その他の物件又は施設
保育所その他の社会福祉施設で政令で定めるもの（通所のみ）

太陽電池発電施設については、既設の建築物に設置し、かつ、当該建築物の建築面積を増加させないこと（施行規則第7条の2）。

占用物件又は施設として認められているもの
標識
食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で省令で定めるもの（耐震性貯水槽及び発電施設で地下に設けられるもの）
環境への負荷の低減に資する発電施設で省令で定めるもの（太陽電池発電施設、燃料電池発電施設で地下に設けられるもの、発電に伴って排出される温水または上記が有効に利用される発電施設で地下に設けられるもの）
防火用貯水槽で地下に設けられるもの
蓄電池で地下に設けられるもの
省令で定める水道施設、下水道施設、河川管理施設、変電所及び熱供給施設で地下に設けられるもの
橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの
索道及び鋼索鉄道
警察署の派出所及びこれに附属する物件
天体、気象又は土地観測施設
工事中板囲い、足場、詰所その他の工事中施設
土石、竹木、瓦その他の工事中材料の置場
市街地再開発事業、防災街区整備事業で従前居住者を一時収容するため必要な施設
その他、都市公園ごとに地方公共団体が条例で定める（国にあっては国土交通大臣が定める）仮設の物件又は施設

検討項目⑤: 社会実験施設設置にあたってのルール

検討の参考となる事例

①盛岡市／中央公園

未整備区域をPark-PFIにより民間事業者のノウハウと資金を活用して整備。事業者の公募にあたり盛岡市が抱える地域課題解決を目指す提案を求め、中央公園周辺地区の課題である「待機児童の増加」に向けた保育園の整備をはじめ、フリースクール、地場産業体験等に係る施設を導入。

②神戸市／落合中央公園

神戸市・兵庫県立大学との共同で、テレワークスペース等を提供する社会実験を実施。公園管理事務所2階にブースを設置するほか、ボール利用者を中心に県大教員によるゼミナールを開講。

③大阪市／うめきた2期地区

新技術・データを使ったサービスの社会実装を目指し、画像解析による施設利用者の行動、混雑度、属性情報の自動検知技術、アバターロボットを活用し、遠隔地コミュニケーションやイベント体験、運営業務効率化などの導入に向けた社会受容性や有用性を検証するための社会実験を実施。

論点

○都市公園に暫定的に設置可能な社会実験施設の具体的な内容や設置のためのルールはどうあるべきか。

- ✓ 都市公園に社会実験等のために設置可能とすべき施設(センサー、コワーキングスペース等)は何か、設置に際して柔軟化すべきルールは何か(設置要件、手続き等)。
- ✓ 社会実験を行うスタートアップ等に対し、検討すべき支援があるか
- ✓ 社会実験施設設置にあたってのルール策定に関し、国はどのような支援をすべきか。

○カーボンニュートラルの観点も踏まえ、都市公園への太陽光発電施設の設置ルールはどうあるべきか

検討項目⑥：公園におけるデジタル化の促進

背景・課題

- 今後のまちづくりの方向性として、AI、IoTといった新技術や都市活動に関するデータをまちづくりに取り込み、市民一人ひとりのニーズに応える都市アセットの利活用やサービスの創出を進めることが重要であることが示されている。
- 都市公園においても、より適切で持続可能なメンテナンス及びマネジメントの観点から、積極的にデジタル技術やデータを活用することが求められている。

渋谷区立宮下公園Power by PARALLEL SITE



出所：大日本印刷株式会社プレスリリース

警備ロボット



出所：富士防災警備株式会社プレスリリース

公園管理情報マネジメントシステム

基本情報		平面図	施設情報										
公園番号	101												
地域	1_京橋												
公園名	岩本町公園												
カナ名	イワモチョウコウエン												
所在地	岩本町1-1	設置年月日	1968/09/01										
公園種別	街区公園												
沿革	<table border="1"><thead><tr><th>年月日_沿革</th><th>内容_沿革</th></tr></thead><tbody><tr><td>昭和43年9月1日</td><td>借地公園「xxx児童公園」として開園。</td></tr><tr><td>昭和48年5月24日</td><td>東京都立公園条例により「xxx公園」</td></tr><tr><td>昭和60年8月9日1</td><td>「xxx公園」と命名替え</td></tr><tr><td>平成16年度</td><td>公園改修工事完了</td></tr></tbody></table>	年月日_沿革	内容_沿革	昭和43年9月1日	借地公園「xxx児童公園」として開園。	昭和48年5月24日	東京都立公園条例により「xxx公園」	昭和60年8月9日1	「xxx公園」と命名替え	平成16年度	公園改修工事完了		
年月日_沿革	内容_沿革												
昭和43年9月1日	借地公園「xxx児童公園」として開園。												
昭和48年5月24日	東京都立公園条例により「xxx公園」												
昭和60年8月9日1	「xxx公園」と命名替え												
平成16年度	公園改修工事完了												
環境・地形・特徴	周辺は閑静な住宅地で既存樹林地をいかし、遊戯施設と樹林地とを別けた公園。地形は平坦である。赤松の大本が何本もあり、都内の公園では数少ない松林の公園である。自動車も成りならず遊歩道の整備も進んでいる。												

出所：POSAシステム（一般社団法人 日本公園緑地協会）

検討項目⑥：公園におけるデジタル化の促進

検討の参考となる事例

①名古屋市／久屋大通公園

北エリア・テレビ塔エリアにおいて、公園内地下広場に設置した防犯カメラ映像をAIを用いて解析し、防犯や事故防止に役立てる実証事業を実施。また、利用者のスマートフォンの位置情報データを用いた行動分析により、施設運営やマーケティングに活用する実験を実施。

②渋谷区／宮下公園

屋外巡回用警備ロボット「アルジスX(テン)」の実証実験のほか、宮下公園を再現したバーチャル空間でのコミュニケーション促進、現実とバーチャルが連動した体験価値の検証等の取組を実施。

③大阪市／大阪城公園

関西電機工業が大阪府、大阪市、大阪商工会議所が組織する「実証事業推進チーム大阪」の協力を得て、大阪城公園内の堀の上空で、サーモグラフィを搭載したドローンを飛行させ、画像データの転送スピードや操作性などの機能をはじめ、赤外線画像や映像の撮影により敷地内施設・設備の表面温度の状態を把握し、維持管理業務における実用性を検証。

論点

○公園においてデジタルが実装された姿やそれを促進するための方法はどうあるべきか。

- ✓ 利用者の利便性向上、効率的な管理運営の両面から、デジタル化によりどのようなメリットが得られるか。
- ✓ デジタル化の促進を図るために、どのような支援が考えられるか。